

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例を公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年東京都条例第十号)の全部を改正する。

(定義)

第一条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 それぞれ都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

二 無指定地域 前号に掲げる地域以外の地域をいう。

三 第一種文教地区又は第二種文教地区 それぞれ東京都文教地区建築条例(昭和三十五年東京都条例第八十八号)第二条に規定する第一種文教地区又は第二種文教地区をいう。

四 病院又は診療所 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)をいう。

(昭六一条例一〇二・平八条例八四・平一〇条例一二三・平一三条例七四・平二九条例九三・一部改正)

第二条 削除

(平元条例七〇)

(風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の地域とする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域(以下「住居集合地域」という。)。ただし、法第二条第一項第四号及び第五号の営業に係る営業所については、近隣商業地域及び商業地域に近接する第二種住居地域及び準住居地域で東京都公安委員会規則(以下「規則」という。)で定めるものを除く。

二 学校、図書館、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲百メートル以内の地域。ただし、近隣商業地域及び商業地域のうち、規則で定める地域に該当する部分を除く。

2 前項の規定は、列車等常態として移動する施設において営まれる風俗営業に係る営業所については、適用しない。

(平八条例八四・平一〇条例一二三・平二八条例二・平二九条例九三・一部改正)

(特別な事情のある日)

第四条 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、年末年始、大規模な祭礼が行われる日等として規則で定める日とする。

(平一〇条例一二三・平二八条例二・一部改正)

(特別日営業延長許容地域の指定等)

第四条の二 法第十三条第一項第一号の特別な事情のある地域として条例で定める地域(以下「特別日営業延長許容地域」という。)は、次項で定める地域のほか、規則で定める地域とする。

2 法第二条第一項第四号の営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和三十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。)第八条に規定する営業に限る。第五条において同じ。)を除く風俗営業について、法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域(以下「営業延長許容地域」という。)は、商業地域のうち規則で定める地域とする。

(平二八条例二・全改)

(営業時間の延長)

第四条の三 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 法第十三条第一項第一号に該当する場合 午前一時以後であつて地域の区分ごとに規則で定める時

二 法第十三条第一項第二号に該当する場合 午前一時以後であつて規則で定める時

(平二八条例二・追加)

(風俗営業の営業時間の制限)

第五条 次の表の上欄に掲げる風俗営業は、同表の中欄に掲げる地域において、同表の下欄に掲げる時間においては、これを営んではならない。

法第二条第一項第四号の営業	東京都内全域	午後十一時から翌日の午前十時まで
法第二条第一項第五号の営業	住居集合地域	午後十一時から翌日の午前十時まで
	営業延長許容地域	<u>前条第二号</u> の規則で定める時(<u>第四条</u> の規則で定める日にあつては、当該日に係る特別日営業延長許容地域について <u>前条第一号</u> の規則で定める時)から午前十時まで
	住居集合地域及び営業延長許容地域以外の地域	午前零時(<u>第四条</u> の規則で定める日にあつては、当該日に係る特別日営業延長許容地域について <u>前条第一号</u> の規則で定める時)から午前十時まで
その他の風俗営業	住居集合地域	午後十一時から翌日の午前十時まで

(平一〇条例一二三・平二八条例二・一部改正)

(風俗営業等の騒音及び振動の数値)

第六条 法第十五条(法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域について、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値			
	午前六時後午前八時前の時間	午前八時から午後六時前の時間	午後六時から翌日の午前零時前の時間	午前零時から午前六時までの時間
一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域及び第一種文教地区	四十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
二 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び無指定地域(第一種文教地区に該当する部分を除く。)	四十五デシベル	五十デシベル	四十五デシベル	四十五デシベル
三 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(第一種文教地区に該当する部分を除く。)	五十デシベル	六十デシベル	五十デシベル	五十デシベル

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、東京都内全域について五十五デシベルとする。

(平八規則八四・平二八条例二・令二条例四八・一部改正)

(風俗営業者の遵守事項)

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- 二 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 三 法第十七条の規定により表示する料金以外の料金を客に請求しないこと。
- 四 営業所において客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。
- 五 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。
- 六 営業所において、店舗型性風俗特殊営業(法第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業をいう。以下同じ。)、受付所営業(法第三十一条の二第四項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。)又は店舗型電話異性紹介営業(法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。)を営み、又は他の者に営ませないこと。
- 七 とばくその他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

八 営業所の周辺において客が投棄したと認められるごみ又は排せつ若しくは吐しやしたと認められる物を放置したままにしないこと。

② 法第二条第一項第四号及び第五号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客相互の行う遊技の結果に対して賞品を提供しないこと。

二 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

③ 営業所(まあじやん屋及び飲食店営業と法第二条第一項第五号の営業とを兼業している営業に係る営業所を除く。)において、客に飲酒をさせないこと。

(平一〇条例一二三・平一三条例一二九・平一八条例八六・平二八条例二・一部改正)

(年少者の立入りの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

(平二八条例二・全改)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)

第九条 法第二十八条第一項(法第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)の条例で定めるその他の施設は、病院及び診療所とする。

(平一〇条例一二三・平一三条例一二九・平一八条例八六・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

第十条 次の表の上欄に掲げる店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業は、それぞれ同表の下欄に掲げる地域においては、これを営んではならない。

一 法第二条第六項第一号及び第二号の営業並びに受付所営業	台東区千束四丁目(十六番から三十二番まで及び四十一番から四十八番まで)の地域以外の地域
二 法第二条第六項第三号、第五号及び第六号並びに同条第九項の営業	商業地域以外の地域
三 法第二条第六項第四号の営業のうち、政令第三条第二項の構造を有する施設を設けて営む営業	次に掲げる地域以外の地域 1 新宿区のうち、歌舞伎町一丁目(二番から二十九番まで)、新宿二丁目(六番、十一番、十二番及び十六番から十九番まで)及び新宿三丁目(二番から十三番まで)の地域 2 台東区千束四丁目(十六番から三十二番まで及び四十一番から四十八番まで)の地域 3 豊島区西池袋一丁目(十八番から四十四番まで)の地域
四 法第二条第六項第四号の営業のうち、政令第三条第三項の設備を有する施設を設けて営む営業(三に該当するものを除く。)	近隣商業地域及び商業地域(第一種文教地区及び第二種文教地区に該当する部分を除く。)以外の地域

(平一〇条例一二三・平一三条例一二九・平一八条例八六・平二二条例一〇六・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業等の深夜における営業時間の制限)

第十一条 店舗型性風俗特殊営業(法第二十八条第四項に規定するものに限る。)、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、東京都内全域において、午前零時から午前六時までの時間においては、これを営んではならない。

(平一〇条例一二三・平一三条例一二九・平一八条例八六・平二八条例二・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業等の広告又は宣伝を制限すべき地域)

第十一条の二 法第二十八条第五項第一号ロ(法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第十条に規定する当該営業の禁止地域とする。

2 法第三十一条の三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号ロの広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、次の表の上欄に掲げる営業について、それぞれ同表の下欄に掲げる地域とする。

一 法第二条第七項第一号の営業	台東区千束四丁目(十六番から三十二番まで及び四十一番から四十八番まで)の地域以外の地域
二 法第二条第七項第二号及び同条第十項の営業	商業地域以外の地域